反汚秘錄

全

リ 5
4842

友信秘稿

全

門 リ 5
4842

反汚秘録

夏の暑さに紙を厭ひ嫌ふ人多し
紙を數多出入やはなはだ煩はしく
とすれども紙の値段貴し
紙屑を買ひ入れて来る
その値段は如何
紙屑を出
紙屑買ひ入れ
来る反古をうんと粉にする

去水五味均平蔵

[illegible]

[illegible]

[illegible]

一帖ハ[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

反古秘録

[illegible]寛政五年[illegible]春中 出羽大納言

愛親卿 [illegible] 正親町前大納言公明卿

中[illegible]

正[illegible] 関[illegible]より山[illegible]

[illegible]

一夕の事少[illegible]

議奏の職ハ[illegible]

て官職の逆人[illegible]

武家傳奏少[illegible]

正親町殿[illegible]

和漢の[illegible]

兼ねて皇威なり共
禁裏の寵を以て世用ひ
人なり如不近代関東の権威
はなく
禁裏を思ふ事なく関東の
必ず不法なるべしとの
為に関東の
禁庭なる事を知らず
震襟をなやまし奉る

たれ共此度たとへ
人もなく諸国武家次第の世の
中なれ歟なほ公卿もなり申
独中當代の
主上は閑院宮典仁親王の御事にて
光帝　後桃園院御子の御
御養子なれ共
旅まし〳〵なれ共不仕
天皇の御血脈と為
遠く御

給ひしかば中人かしこまりて
まうしたまふやうの御歌ども
御覧ずの後に
一條殿御相伴に
有ときかや後宴の関白の御
御簾前に御相伴殿上人
ども召れ
後醍醍院殿宴を賜ひ御
餐ひ給ひ御酒まいりて君臣
酒しばしば賜ひ文を御
七給ひ学文を好たまふ古今を
通し給ふ我国の歌道御
有職の道に深く
廢るを興し絶るを継
置給ひしかば中御門
御實父典仁親王と
御大臣の御子なり
ゆゑ
太上天皇の

尊歌をすゝめ給ふ所の
仙洞御所と法皇御所
歳毎を免ぐしの事迫
紙幅の暮ゆく柳風流の宮の中
なるに大宰師曲江親王位一品
ゆゑなりて
天子の御寵文少て御ゝ
帝中の尊敬も抽ずして御歌
道の御達者なれ御

御齢も七十四ゆゑ
ゆゑ尊歌を御
ゆゑ
歳毎
形前尚侍傳奏正親町前大納言
公明卿ゝ院の御傳奏ゆゑ
なるゝ和漢の雅事
形ゝ年内にて異國和朝古今の
公事ゝ
弱ゝなるゝ細ゝ

[illegible] 主上小[illegible]も御小異なる者を
思召して毎[illegible]召して勅問の成時
後鄉条内[illegible]御[illegible]の所小
中上[illegible]主[illegible]小[illegible]遊[illegible]の事小
[illegible]も師宮[illegible]
[illegible]主の御父君小[illegible]
御所中尊敬も厚く一方の御
[illegible]
関白左右の大臣[illegible]次第なり

[illegible]の事なり
関小十七ヶ條の宣旨[illegible]小果[illegible]大
臣の次第小[illegible]の事時の為議
[illegible]主[illegible]親王方[illegible]
典仁親王小[illegible]別
[illegible]

天子の御父君
太上天皇の尊號と為
[illegible]
[illegible]
主上御病[illegible]
[illegible]朕[illegible]

此事を思ふにつけても当時関
東の権威ほこりて時宜を計りて
いまだ治世おさまらざるのこ
まひりまゐらせ候ハゞ御差支無
きにしもあらねば　勅許ありし
かども此時此後御継の勤無くして
先例を考置るべしとて
勅諚ありけるに既に彼是被仰下候て
けるにて此度関東へ仰出されけれ

違背すべくもあらず　諸卿と論
議ありて遂に仰出されて一統畏
る所なく言上せしに
主上ことの外御機嫌能此卿を武家の得
参にもなさんやと思召けるを猶主上
鷹司関白殿輔平を召され
厳重の御沙汰を御内々仰含められけり
此鷹司殿は典仁親王の御弟宮
にて先の鷹司殿御世嗣なく

して親王家の御養子に成
せられて御相續ありしかども
摂家を養子に成て大臣家に
の血脈なり御傳りて御血脈なり
御子に親王家より御相續ありしかども
御事なきゆへ近世に古實と云
其所然なりて尚侍の近衛殿
一條殿より親王家の血脈なり
九條殿なり小弟兄公の正流

今に絶て滅に成
ぬ尚侍に成りて當今殿
又親王家血脈なり御ゆへ近衛殿
一條殿皆宮家の血脈なれば世人の
中人皆なり
主上の御叔父君なれば一日
なりて
主上に成りけり
そこに尚侍の関白藏なれば

以て 仏合ゝ也ゝ 主ゝ日ゝ 指別小
思召き御条 内の六ゝ金殿の御光
御被条の事 恒例ゝ 指別ゝ主ゝ 指
別ゝの事 而ゝ 後宮ゝ入ゝ
也ゝ 御酒宴 指度 ありて
房方女房方ゝ 而ゝ 御条
及ゝ 近御近ゝ
房女中も 成事ゝ
主上の御叙又君ゝ主ゝ一ゝ日

敬ひ申ゝ 御ゝ 指ゝ
参ゝ 女房達小ゝ 濃ゝ
ゝ 事も 密ゝ 丸
妨の基ゝ ゝ 人ゝ
ゝ 御寄目殿 宮職者小ゝ 関白
た大臣ふ ゝ 根ゝ 条
根と 事ゝ 鈴ゝ
金根ゝ ゝ 御ゝ 御ゝ
ゝ 房 昇 進ゝ ゝ 人ゝ

扨又於先年 松平越中守老中
将軍補佐として上京の折から
鷹司殿へ兼て申さる筋ありしを含
御返事も御座なく兼てありしに
密々に御内縁有しかハ是迄とは
禁裏の御物入多くは御存知ゆへ諸事
御気を附られ関東の御物入おゝく
被成候様と鷹司殿御内々ありし
被成下候様ハ被仰付しと云

種々秘密の事とも内々被仰付
不及まてなり 是越中守の賢才なる人
の振舞に相違して縮居となる御内心
し 相済し 禁中御出入
おしなへし 関東とも御出入被停り
とて是まて御進せられ方なり御差支
も諸様に相成し 多くの金銀も
御文納めて思召の様なし関東の
御上一出来に相成しとも 若君の御事

殿方に成の上臣君をはじめ名代中
なりて色々の金子を進ぜられ
夫れ迚年貢米ハ
の上事今城中の
や殿とも小入を
禁中の事とは
尋常の人の及ぶ所
寄月殿設り城中ハ
めなりさみ

和泉の国はじめて百姓の所ハ
てやすせめのなりそれ事ハ容易
仕出さる事
関東ハ
一天下の政事を
せ給ふ若し事
関東の相入
なる事
歳高の
後小路殿
迚い
思召

主上小さく御高聞遊ばされ候
御叔父君の中さる也身分事なれば
引きうけ申さず御小関東より
金紙を中臣のひしゃくの謝礼を
思召旦て先年鎌倉中さる
彼方へ此自分の作ると思召和
泉を此方へ渡さんと申さる事
禁庭の裏へ入り入り密かに
御うけ申して尊号の事思召

せられも雪白殿言上遊ば
御て御延引なるべきの旨仰せられ
御局方へ参りさせられ小ぜんん
中さまより拝領
主上又思召立せられ又関白殿へ
再と仰入られまりれば関白殿より
中さまへ御内々公卿の屋へ
中御名代簡単に白遊ば
と中さまより史より公卿へ

内海殿上人の内にて仰せ給ふ方
を書きて奈良集の上 関白殿より
仰せられ給ひ師宮小弐御實父の
仕事にて進ぜられ度い旨
歳末 一編にて御のこし思召して
奇の奥見を
別なを包まれ度い而
なる由仰せられ

太上天皇の尊号を

名最て近頃の事なり 而し四月
の末なを書御免一討宛 初旨を
以て御出でなる今
至上の御父君対面い尊号を進ぜ
き仕事 内海殿へ宛
書のなきにより 内小弐殿
御父子の尊号の事 先ッ光
の御書の写 其殿の
公卿方へも

方も皆く御延引にて有しかし書
のせる其外鷹司殿ゟ不残せ給りて
尊号御延引にて有ける書のせしまし
たり公卿もなくれけり中山も正親町
前大納言殿を先達
主上ハ殊更叡慮中〻よろしからさる
事なりまして　尊号の御沙汰小東被
しら平進関東へ　仰出されまして
るべき書のせましけれハ前ゟ

主上の思召ニけしからぬを先達白武
家伝奏久我大納言信通卿内大臣ニ
任槐なされしを伝奏役御近中山
りける仍之代として正親町前
大納言殿へ仰付けられ依て先役
の万里小路前　大納言殿役を辞し伝
奏役ニてそなたりけり此家伝奏と
申ハ鎌倉将軍のなりけるよりまたく
文よりも室町　将軍の御なく

有りしもこれ所の武士樞機ふ
依て伺奏中に所〻事ふて尚時の
伺奏ともに相成よ遠の事なり
只今の伺奏ともに
將軍家康公より始りて所司
廣橋内大臣兼勝公の手に任せられ
附ふ　家康
有りしハ　歳高御中ともに
以卿と伺奏ともふ成られしなり

是迄武家伺奏の始へものち廣橋
殿より一人ふて節〻同役の後
と申ましてられ
家康公ハ初めてもんの日
伺出られ依て初伺ハ大納言光豊卿
同役ふ後ふ廣橋中ともに通り
ふ成ましてハ伺奏ともに
成ふり　玉　勅奏の事社　孫氏勅
伺ふ殿へ打申ましてもこれ

[illegible]侍養足役[illegible]
[illegible]者を以て牧養を為のこりる所
今ふ彼家牧養の[illegible]
盤昌の家より[illegible]侍養役を関東へ
中さるる事[illegible]
[illegible]外年中の[illegible]
御所役　御入用
大[illegible]の使者上京して四役成
[illegible]侍養を[illegible]

世話中さるる事[illegible]
別[illegible]
尚附武家の中[illegible]
[illegible]中事ふ[illegible]
禁中少[illegible]
[illegible]役柄[illegible]
主上[illegible]侍養[illegible]
関東へ[illegible]
[illegible]役ふ[illegible]

疱瘡を形容記り院小院の侍奏
の時分関東へ下向の道中へ小
俄小瘡疱瘡記り中途より下向し
なり此度小此度武家伝奏院奏此
勅書を所へ渡れば海路の上にて
院奏辞退申されんと人々語り
ける事なり
主上思召屋へ伝奏を被遣
さる元年この春関白殿万里小路

とのと一所小関東へ下向の筋もよく
道中へ小瘡疱瘡記り被遣候へ
無之て押て下向なりて首尾能お渡被
遊の儀元のまま役儀節よりも
り勿論に儀なり一討をもって
言上の趣少て添へ尊号に
て云々 伝生有小更へ武家
伝奏万里小路殿 正親町殿
関東へ書を行て 盧三毎に

達しの中さ遣りの品は近衛殿と
後宮男女の事大筆後小筆しの
紙〻器しの呉服相関東東書面集
りれい光中不殘出敷ゟ人〻浮後
ゟ〻〻〻〻別して補佐の石鐵事ゟ
出来ゟ中さ〻しい師宮さ
禁裏の御實父の御事ふりゟ
たゟ〻ぐゟ御事ふゟ
尤様ふゟて天下の物入多〻

以外扱ゟ六ヶ浦彼岸御家文の節
合ゟ有〻は扱ゟ先〻御延引
ゟて師宮薨去御の時尊号進
せ〻ゟ者しの事の義命の
月ふ以用ふ毎ふ御〻ヶ様ふ言ゟ仕ふ
事ゟ世ふのふふ公方家ゟ尚時ゟて
一ふ橋ふ子ふて一天下ゟ御相續ふ
被ふ事ふ様ゟ
禁裏ゟふ用様の事ふふ

禁裏ハ下々ニ至テ中も此ハ鎌倉ニ
比ス和漢ト中ニ極メ難キ事ニ
御實父を大切ニ思ひ奉る事ハ
[illegible]
光帝極ん對し[illegible]
[illegible]
御の親と親とを[illegible]
の　仙洞御所ニも憚ハ給ハ
てこそ至德の天子ともいふ
[illegible]

[illegible]事ニ心を彼宸筆嚴の[illegible]
[illegible]の[illegible]光帝の事ハ此度の事ハ是ハ
[illegible]自動[illegible]
関東も一ツ橋殿の[illegible]
[illegible]
[illegible]の道を思ひて是迄の通
[illegible]
のひさ事ハ[illegible]
[illegible]

多く出来の事同前ふるとつく
理を盡し無を為すてやうを
以て一統の考中誰なりて一言不存
を中人もなく一統此所てあるもの
一変して則言ふるを
台命に依て考中一列より奉書
少て毎月代太田備中守殿
附せ殺伐中来此所
歳間に立しまりられば

天子を以機嫌の御殘意に
思召れるを関白殿より言上の趣を
以て自江戸表に仰を言ふ
其旨に非ず王法の衰を思ふ
面目則関東より又言葉上使中
知早関東より
被成 和答を
能々考の旨如此大判全年故
御太刀御馬を外種々進献有之

天子御更衣の例のごとく御洋
服に御付りなされ国境に御式
を用ひ家願の外小二十歳完毎年
ごとに自言上なされ
他国御所御代なき不在なる潍
徒と雪ひ[illegible]て尊号の事
関東の御[illegible]面少[illegible]て御[illegible]面
以礼の御状おこたり[illegible]
更うなる　御出事もなしと

編会汗のあく出ることあ
ぬ一旦に御定の[illegible]
武りあひて、王位の軽小郷より
河辛ごと押返し　御出ぬ
徒郷一国ふ中ごとに[illegible]時
議参中少弟大納言殿すみよく
十ごとりに、[illegible]一意押返し
御出ぬ[illegible]

いまだ幕府関東より
新美将軍の不政なりしてやうやうもて
いまだ必ずしもうまく事ふかい
雖中国の為府者中の筆の浦賊の
役とて都山落ちて質悪儒小して
幽閉ふ及びて小東業和少けて
財の和雖彼ふ乃ち者ちうち由形り
彼くんも　和美の強つ握ちて
いくばくもそのの賢ち関東の和

入をいたしてよりの事へ殺ふ度
遣言の　内裏も志廉ふの多り
簡略ふ和ふ外通況
禁裏御警和向ち勿論長服の者も
等事ふ対て省略彼ふ史く彼人
も就彼ふ及びいて彼を中居彼
た関東の権威ふ恐も誰ち事
中ふ日ふとの和ふ通ふ
尊号ふ事も
思ふ止ふ也の人

なハ御りいひ甲斐なき小郷より
依て芝浦へ又　松出さるる
この旨を達する言上なれハ皆
浦一言ハ云ふ者なきに第里小路殿
正親町殿飛鳥井殿（紀逸四十六）の種殿
（有政卒一）議奏伺奏を始めとして三条
公卿方皆〳〵此度彼小田しやさま
方迄ハ又〳〵関東へ為伺奏ゟ
奉書ハ出てかさて　厳恵の

紀を　伺ひさらく事　発令の始末
相関東へ再ひ奉書を出して芝浦
〳〵尊師の書一冊
伺出い付関東少てゝ左中一引少て
評議ゟ一度〳〵浦伏
の後松平城中ゟ大小いろてやさ
きりゟハ芝中山正親町殿ゟ為人
主上へ出〳〵先年ゟ中御門殿没宮
せり伺ひ右之為人ゟ実事へ

石高て　天下の武威をいてゝ仕
せんとなれ、国家の考中家義
紀の人なることゝ雖も補佐の
后小進いてい忠勇の大事と成故
作の通て後后人〳〵海内安堵〳〵
史ゝり　后命ゝて中山親町
女卿関東〳〵后ゝ書の趣御
用ゝ後育ゝいに来女人小向い相ゝ中
進ゝ由不日代　大田備中ゝ近

中来ゝ迎女郎に進〳〵ゝ生ゝ
中山正親町女に家　内有ゝ中
上〳〵生ゝ后ゝ関東ゝ海内さいを
宮ゝ　尊師ゝ後立　作出ゝ事ゝ
ゝ生ゝ女ゝ小向仕ゝ誠中ゝ後
威ゝ女人を中海世を治〳〵尊
号御延ゝ三ゝ事ゝ
ゝ向仕ゝ後ゝ賞
拾免要〳〵ゝ　歳高の部中

はかり京都へ再ひ上京仕る也
此間無据御評議ありて左近
叡聞に達しけれハ直に發足の
中有中よりも出られし
主上叡慮しかれの外　逆鱗ましく
けれとも元是非の御沙汰　被止
されハ事もなく御えりて諸卿
参集して評議而して一決し
終に其首は時の藤原殿関白職

御辞退ありて一條殿（兼良説ハ）関白に補
せられけれハ此公もと御年も
若く近年武家権柄に事せられ
居られけれハ安全に思召まちかくも上中山
殿正親町殿ともに御沙汰の流なく
おはしけれハ一つハ此度さにも
思召せらるや　主上の御側に伴
ひしすゝみてやすらせ給ひけるハ
此度の前関白不兼知りして

関東へ御出馬ニ成ル
ベキ旨ニ付 御使者
ヲ以テ 御使者ヲ遣シ被
申ニ付 関東
ヨリ被申ニ成ル
所の事ニ付如今
ハ彼女人海道
ヲ御通行の事ニ
付 其去
早速ニ成ル事も関東の威
勢ニ恐レ申ス様ニ
御用多ク
事ニ成ル

御使者ヲ遣シ被申ニ成ル
主上実ニ
用ヒ
海中ニ近
親所女人ヲ向ヒ
ル如ク
延引ニ成ル
設ケ
関東ヨリ

早稲田大学図書

御使者ヲ遣シ被申ニ成ル
主上実ニ御用ヒ被成ル
海中ニ近
親所女人ヲ向ヒ
ル如ク
延引ニ成ル
設ケ
関東ヨリ

御使者ヲ遣シ被申ニ成ル
主上実ニ御用ヒ被成ル
海中ニ近　御出ニ成ル
親所女人ヲ向ヒ　慶喜ヲ
ル如ク　御節御用多ク
延引ニ成ル御用
設ケ
関東ヨリ

度く僧侶方く道中入用金も
差出さるべきの事も不自由なさ
様に被仰付候間一応相聞
兼ねて不自由なる事なく
の儀東石清連寺に向て
為面類に城中内暦油に及ぶ事
なく宮中年内暦油に及ぶ事
明春の事なりしも郷僧侶に
なりたる上
勅許東に帰り

なるべき寛政又年新宮の義
ふうしの事二ツの僧侶も
ふ関東よりの僧侶類に東し
れ其義と言ふ事ふつのて
れ向の事
勅許法服等
なる度に向名乗度出て上洛
をつさ思ひ句海覚僧も
寄て生死のさ
と感覚ていうて生て再び上京せんや

次左前時関東の権威強く命情ハ
年ゝ　　主上の思召をけんぞ成
郷命を拝て上洛思召も是
王位の重代事も知て物ゝを
必死の出立せ共ハ簾中方并小
長姫小長殿小姫様を有て御出も
為後命もて兼而覚悟ハ離京の意
奥方ゝ長ハ兼ゝ　　主上の仰せ

是ゝて再び上京なれとも
しゐせんかゝ
けむ多小せさ事る洞の毒和も志
くゝ主小特や世せんと来小て
と永合文ゝ来小向ゝ合ゝ
親子の和睦小やりの小世向の見
納免ゝ思ゝ胸いたみ事
骨も砕ゝるゝ
流ゝ血の涙と免兼ゝ力なし

しかるに公の方もなん方もなんよりてかけよりと海り
切て立かのよ袖ふ涙りつさ被ふす
うとと〻むる妻子引分るさすが
悲愛いもせの中、のう女浮世のせ
別世又つる事もかの袖の香
ともも〻も五体落りつ〻なれ老
ぶ〻なさこなたもなれ別れ
うまさ玄関を用意の仕人

英〻發出立形別甚ふ力なく
も女郎を長弱車すると立かの
ぶいう〻さ形て面白の仕
二月中旬例年は仕女給養
勅使　院使て関東へ向ふ
道中宿〻を地頭城主より花
色中上〻を布の名産を献し
て前後の警密深なる護衛の使
〻をもわ出し小吏小引人

此度の下向、勅使といふかゝれば
関東よりまゐらせ候てゝ四の事
成就申べきやうに知もけるゝ物淋
しき道中驚たの家土も思ひ
やる方なく、西口うすいうゝの山道も
唯走りくとんぬ淋しき旅の寝いて
や世の移りゆく海里死もの旅とな
ん思ひ侍しなれたるひいらなる
うれ気に重ねも京都の内

主上の御心に感ぜ事とのゝ金
石と安郷花に義をもつてゝ
ゝまりの日牧はもまゝ祝もけ
東武に下ゝ別離の情
奏無安へ入まゝ年せ一の殿中山殿
二の殿を正親町殿へ入せ申ゝ
一所に重中事ハ新成して別に
人を附申事ハ首尾して中り

厳密に法令を設けて[illegible]者
[illegible]れどいふ小[illegible]の上[illegible]
[illegible]ども例年
和使[illegible]て[illegible]の[illegible]の[illegible]
の大名附[illegible]
[illegible]
等事[illegible]の事[illegible]
の[illegible]事も唯[illegible]
[illegible]

明日登城[illegible]由申渡[illegible]殿中
[illegible]松平[illegible]中[illegible]書付[illegible]渡[illegible]れ
[illegible]
[illegible]
[illegible]一補佐の職少[illegible]一列の老中[illegible]
[illegible]同役の老中[illegible]
[illegible]酒を返[illegible]
[illegible]和漢の文[illegible]
[illegible]

中納言殿事に心ざしを
公方も同様に思召べし
公方家もれ内に密に御の御
法有るに返事
なと有る為に思召に
密に御内書を中事少しも
切に中述るもの
知中さまに御
ろうへまたり

兩卿お後も有度事なきも
百度人中附て中に出に事も
無御意前に白井城の事を思
ぐしに中さまに
筋なきを
三家中宋山城
出るまに中
謹て不代
さまたり中山

城を附中さまに
御やを
有る
城有る
玄関の通まて
ハ
通
ハ

無度作成する御用を紙
禁裏に對し　御用に成ぶく又を毎
人に私の御用ふんべと願ふ者を
ハ山城守さまし　ハ毎に断渡
さまこと事ハ則　禁裏に御用と
紙少て賣べき事之とゆるされ
ぬ事ハ中山殿中ゆ
少々及ひ中ゆ賣い毎人のものへ
作渡さまい紙の御用ハ　玉幕

下の　右命いふ少も洩て事仕渡
べし　禁裏に御用と紙少て中
渡の事少ていり者て事仕渡中
右賣いさまと毎人ハ大納言の要信小
ていい紙中ゆ殿ハ四位の侍従小官
永小於てハ公卿殿上人として表者
別ゆ事少て玉浦侯の職を
ていい仕渡毎大議参結参を
又怪しと中紙し渡ハ何所小

越中守へ對し手紙をもつてやとゝ申さ
れ候為り山城守の為ばかりと
とゝ申で候ハ拙者ハ無之候
次第ハ以ての外くい手意ハ為をな
ゝ申上る事ハ不仕候ハ義理な
さ不能てハ先ハ手ハ不仕
もふうり切て奥へ案内を城
中へ申へゝ中さまをハ相しらせ
る様ハ下ハ城中へ出合
ハ中さまをハ初めて思書院ハ於て
城中へ面へ對面中さるべき由ニ而言
葉ハ出ハ家老を携ハ引て案
内を城中へ出迎ハ申ハ
挨拶を相城中へ礼答ハ申ハ中さま
ハ先ハ遠慮の如仕若ハ
ないのハ挨拶を言葉ハ
思ハ大ハ和遠して面へ
年代の事を相意ハ印て城中へ
の

既ありなる御書城中なりしに
なるに先立て　禁裏御造営も首尾
能お済申上候に付
禁裏に対し　将軍家へ取扱ひ
思召し由兼ねて及ひ申事虚實い
ろいろ疑はしきもこれ有中山殿中され
なるに　後白河上皇より山東
武家の世となりてハ一とおりにて
歳恵ふ叶せしもいまい事ふさ悲し

此事ふ思召いたる旨ありしもたり
を後鏡中なりしなるハ
禁裏御の事ハ中山殿御を人ふて
第事ふ取扱と義ふ及ひを通り
ふてハ武家中山殿威儀ふ
中さ生なるハこハ段ふ事ふざる
事と兼ねるものふ武家儀礼の同役
四人有是又御事も取扱ふ及ひい
又表御礼を以て時ふ相なるい

を上ゐも没し給ふ事、関白職に
お渡遊ばしても紫宸殿の事は
叡意を得ひ中事なれども
年の一人にて第事を乱さひ
てやがて紫宸殿にて義ひ給ふ
しるの、補佐の職にて初軍家の事
第事一人なれども乱さひ中さまいる
承りは御白中さまは、禁中の
言ては事高き虚説ひ補佐の

職を兼ねひ給ふも不文の物なれ
ひ給ふ事も遺作のあくれ
渡小夜ひ中なりとやさまはれり中
山殿中さまは、ばを方も通少て御
を人にして

禁中の大事

乱さひ中さまは弱なりとも和歌
事心と一言のもとにもなく言へ
ふもれを禁中の史合側小変れて
一通に書付を乱さひ中渡さまはる

去年師宣法皇方に
太上天皇の尊号進せらるる度思召
いて伺奏元より遠く中絶せし儀一く
上聞に達し　　右命を受け
心敬小中入れ御事も先達召中と
は通思召す事にて候。
賞令極小を御入御年の極敬を以て
いたす御賞入御言敬拝さるべき事を
仰せ付られも文ふて　先帝極へ

仰せ付られ候ては御極小おかれ候
御拝軍家も頼み思召候て遠り
の事　仰せられ候ては御の親を親と
なるのなれども仰せいつ遠も
仰延引一段の拝軍家小思召さい
を御宣仰の筆の御の拝なれども
歳急次第の仰事小て御拝もの
内々仰延引に拝仰ひ平ひ一と
と仰法小ひ文小付　毎卿もるく

出まして

将軍御参詣一格の御事ふれ仰せ

言准后御同道小川殿

大切小太郎殿御参詣之儀

の御格式ハ先達而

禁裏御所ハ勿論

示置候事

礼式

お帰り

尊号之事

仰出

仰出

仰出

仰出

関白殿

主上

命の紙中後ハ

将軍御参詣一

言准后

大切小太郎

の御格式

禁裏御所

示置候事

礼式

お帰り

尊号之事

仰出

仰出

仰出

仰出

関白殿

主上

毎度書とれ中入れ候ても筆渡
お届兼いたし為ましたとまた
此事ハ御ていハ候為ハ不義知ハ
ハ御ていハ為ハ
公方様より清水御頂戴申さる
ハ流中なるハ
うなるハ
義安中渡さ
補佐の后職天下の威光を秀才情学

の人物川水の流るゝ如く毎日
も毎日まで威ありて極うゝ少人
警入りとなるや其時の老中別
て城中ハ江戸中ハ御諸義知ありて
諸一ハ由江戸中ハ中山殿西親町殿
返答なく猶ハ無ありし風
情なりを付又城中ハ中さるハ
中山ハ為ハ為時議奏第一の人なる
やうて御養夜ハ敬中さまハ仁

ケ様成義に付て方々に
しゐや不審の事ども只今面々返答に
依て沈度思召の旨を覺悟仕て返
答申さるべく候と有之候時
中山殿うろたへ知ひて申候
何の事やらんと存ぜしに京都か
らの知らせの如く面々に申聞候の
事を事少て言葉を敬ふ者と
角へ寄て武器を持ちたる者と

相成とおもひ合候へ共承知すべき
様子ひ申さもいと相成尾藩
の出張の藩面々長袖の儀に成候
ケ様に成りゆくべいとも思へ
も將軍家思召に不相成
如何様にも出来かねて義事
小出を上　台命の趣旨を以て申
聞申出候ハ今日中の内一くに
返答に及べくに先將軍ハ一橋の出

子ハ云ハ[illegible]ども[illegible]ハ賓又ハ[illegible]進も
なく[illegible]拾式[illegible]迎の通少て[illegible]
い事ハ將軍の御所[illegible]ハ[illegible]
[illegible]や　禁闕に対し[illegible]恩ハ
こゝ[illegible]もい事ハ少て[illegible]
ケ松の事ハ和漢四例有て事
ハ[illegible]城中ハ[illegible]和漢の学文ハ
[illegible]

[illegible]て[illegible]の法文を[illegible]敬義
い松ハ中上い事ハ[illegible]の道
[illegible]ハの[illegible]や　松の親を親とす
べし　なくて勝[illegible]の函
[illegible]を[illegible]て法[illegible]中事ハ
[illegible]
[illegible]　命[illegible]
[illegible]て秋ハ[illegible]ハ[illegible]
兼川[illegible]文[illegible]て[illegible]
事ハ其いと[illegible]

将軍家より仰せられ候ふ事ふい
なる一旦ものしるし事と
将軍家と重代の御事重
御ものゝ云ぐさとのゝ又何やまつて
沒落中せざる実説延引の
思召ふても御〳〵置意といふこと
思召しのよし又思召立〳〵記録
御ものもあるべし　初説〳〵記
何もバ多分れ御諱言〳〵中上の箱

為ケ様ケ何れ此御諱言果中上ケと
御一向不相立ものと言い勿論世度
将軍家より御知行新〳〵
記録御諱言〳〵
中さまの花の次庭の老中詞と和
〳〵けさまふ世事ケ
名命とかけ〳〵此円意ふて
先長谷の事
猶〳〵此体長ふて

此体長の出しとして一間に入て休息
なるいつもの堂上方の御方様
く　公方様も御対顔者て御三七
御三の御料理出て皆々美味
なる御食意お御給ひ御
奉ゝ御り更て御能御上り此
時腹を治れし　又白銀弐百枚
枚原遠ひ帰りに成度旨
故事、皆て好く徳川家と

成りてケ様成事いまだ聞さる
珍敷事の世の末かと人々中
ひくりやり〳〵御移りて高山城
出て又て西の出席をぐ
中入初の〳〵　是書院へ徳川
りもの此度の城中の出席
老中一列の内ふて戸田茂睡中
渡さもりの先列城中の中渡
い宗の内〳〵とハ中好〳〵　西の

扨小叶氏い事中ハ少し進んで不在
玉極小思召きい御
ハ御出ハ出門
ハ御出ハ遅城ハ御出の事い
御論京都ハ迄迷ハ出ハ
豊宮中ハ出ハ送りハ
中渡ハ出ハ公平ハ
吏ハ目付役人御
宿のハ
御夕の食事御出ハ

付ハ一汁一菜の簡素成る事一切
論書の役人ハ音羽附原中ハ厳
我ハ京都ハ徳養百里の
小路殿ハ中ハ又百代太田
海中ハ方ハ中ハ
主上ハ言上ハ迷
ハ
関白ハ
役ハ
ハ中の發動前代未聞の事ハ

今日御評議あるといへども海内
一天下の政事武家に帰せざる事なし
武家の方もかねて別して
公方号返御免あるべ　右命をかへ
たる罪のうもうに孫子又押うべ
此事も云成うべ　主上を打角
思召せられまいる事と武威ふ押へ
うもあるべてかへて　王位の裏へ
如何事日月も地ふ落日海も

崩れて山岳ひしめいて海嶽の御
涙小袖をぬらし　玉体いたはしき
御先世の文門源氏
仁和寺宮源仁
霊鷲寺比丘尼宗本　安楽公院公延
妙法院真仁
会の二御　を小ぶり来の世のうれを
観ぜんひはしとて　集りぬ　仏て唯此世
主上の御心をなぐさめ　奉ても面白の
身の上ぞ御所ずみやと
震襟をなやまし　朝夕の御臨も忘れ

生れてまだ洟たらす事とりく
洟後みても天下を大ひ敬仰致事日
つゝ小微口の堂上方中くたてはく
事もけいこ世上ふいの敬事かゝん
と業しとつゝだかりけり赤
青松ち小ても面白ひなる
うゝ見ぬやを事を思ひけるの
都を出しを日より兼て覚悟の
事なれとも今更驚くべき事かはの
と思ひかけて
て、主上はかの方を深見やり
妻子を業し涙んと面白ひを
痛見のを哀れきける中山殿の歌
たしうゝ君の恵の数ゝきゝ
なかはのまま絶ぬとも
此歌を皆人袖を絞さぬ者の
なきを命婦は別しも
哀意事の言伝もけうゝ

又日々かり日数るとこゝ言京中除
出城ゝまいりまゝ老中ゝ参り
ゝ小て出る小　公方様ゝ対ゝ
長広言ゝ中ゝゝまいり兼急の事小
いろ出仕ゝ城ゝ至小も出仕中ゝゝまゝ
て出来ないたしもなく
公方の御威光ゝ仕て御なるゝ出ゝ
かゝゝを為りゝゝゝゝゝ雑中第一
出来候ゝゝゝゝゝ官位ゝ小

障ゝて小ゝゝて成ゝ京都ゝ出御
もなくさ拙小成いゝ出兼中毋公
と拙先長拙の欲さいゝゝゝゝ
御小出仕延小御ゝ上京ゝ小ゝ我御
由源切小中さゝゝゝゝ中山殿ゝ
て出来兼ゝ貴ゝ経の事なゝ
出御小成て さ
ゝゝゝ面て小罪ゝ小ゝ御ゝ拙ゝ
中年ゝゝゝ知行の事ゝ

一統の事少ていらつきも無印うあ
はるとも前代より始て中古の新
ふもなくば古来より仮名漢し
新門小て亂世の例ふより極ふ
小知と成事を派なる次第より
官位なとい数ん　幼軍の例ふを
及ふまし就事少ていを出し
より妻子ふも忘れ海を渡
妻子を中術し金吏今更

池義ふ子り母妻ふ有りとしてもさ
海て未練の者もひもるべうば
と後い忘らし前例を武威法も
弘派の差別なさ世ふ我忠義の為
幕ふを恐きば中出た事無程
ばしてなるべさや此上　名命ふ
当りとて有とふ家ふ絶ふ及ん命
を忘さらとも若しうば絶中べ
さいとをなるを元無者を源

切に思ひて世中の栄枯を見るに
はかなき女人の命失ふても
主上の御恩を思ひ奉り世のため
なれば死くの恨なしとて自ら
命をも君のうきひとの為にすてゝ
世にはなを誠中納言殿へ
とゞまりしも
きりれを山城守もこれ
なりゆきまて共果は
なれ妻にく誠中納言へ

中へ入こまりまい誠中納言さまをうらみ
中山殿を英雄なりとてもの忠信へ
武家ふたりてもケ様の人はまた成
べし主ふ付ても秋ふも數代の君恩
と蒙りケ様の大事の御節命
を捨ても天下の威光といふて
そし元兄弟中さまをうらみ
中く富くの女うりなる是こそ補
他の信なりと人々申なり

越州ハ和漢の中とみへ毎年
皇國の事ハ
理非を明かにせんと云べし
第一と云ふ天下の威光海
内発ん
対馬ハ事を若くハ異邦絶ハ
国の政ハ
皇國の例ハ
叶ひ
能の
皇ハ奏ハ威を
意味いふ
云ハ
海邦紀の越州幕下の
中山郷の
史を中
富士
毎日数強て
信を人の
威ハ
編ハ
ハ

言葉をもて中さるれば有ふ西尺田
門中ふてい様子も思召を以海京山
免許成い冒勝を以ふ波さるべく
玄冨門の紙に免ハ次くしい真有兼
知海さ提お様中さるべき有中波
されい和中山殿ふさかく海英雄の
人柄所中く立返ても有冒変り
れしも正親町どのれんもたもも
やり又さすが忠孝の流に邪

中さく思さ流れん紙を尊命ふ
海かせ海の中有中さも提さ白
被地を教さなり道中京始まて
徒士目付西尺の兼任ふ西人て附添
さ形のく因人の下く海添ふ紙さ
中さ流れるさ紙を毒ける正親町
どのふ様ふてい病ふとのふて元来腐症
ふケ根成る時ハさ紀りはまさ
一向詞もおれ先人年も流の傳養

少く下向の時分も道中小兵衛
一向云沒絶くわ　日数とかゝや
かう成人向成流小城中ちと年論も
なく中山どの宿泊も上首なき
仕事も彼の御帰へお供せ奉きこと
なり又八武田信豊なきハ武勇を
重んじ中され　幸休ゑ亦ゑ
関東の控蔵小路を通して居
ゆゝしやとこゝ向こゝ小勢り

給まも　主上の思召ハ
人成ハ成も　仕事も成度ハ向も
云成ゝ事ゝ　なれゝも遠
面なく越中ちと云年ゝ
ゝ事ゝ小何い物ゝ事
ゝ海路の存ゝ千日の
間つて又ゝ日逼塞ゝ合百日のれ
ゝ成ハ兎ハて来　内ゝれゝ
主上の御側へ居ゝ

道小路後ハ 信濃より同役百里の
小路殿も二十日間門ハて返役ニ
信濃より 廣橋殿（行光ハ十九日間門
を外 御所ハ殿 葛殿（ハ十又）
稚殿ハ信濃ハ兄ハ信濃ハ不仁ハ
の中ハ左ハ 右ハ通ハ皆く 西信
養ハ皆く議養より兼役ハて
しの養ハ信濃養ハ御所ハ殿二十稚
ぶの〳〵ハ 信濃ハ議養の信濃ハ今出

川殿（実種ハ十） 鷹司殿（綱平ハ十三） 信濃より
相又養ハ信濃ハ武家信養
とハ中なく間ハ東〳〵殿つ〳〵ハ
禁裏ハ省略の事 養事ハ等を御
信養役のかハ也 殿事ハ近衛
ハ味 て関東の御入ハ
信小殿ハ 殿ハ由ハ関東より
山廣美 て今を御文ハ
ハを一條殿 ハ徳ハ

主従ハ　禁裡を蔑ろにしてまゝの
金子申請ありしと思ひまし
やと給ひしハ赤面して此金
子を所司代太田備中守へ返されしハ
所司代よりハ関東へ御覆奏
ありして給ひ金子を返されたれ
所司中若狭小浜文通なき事なり
若州返納ハ於着切腹不仕して
中納言殿ハ由言申されハ搦しく

文納言申ししと之　右之通　禁裏を
蔑ろにして蔑向何事も将の御勝
手なりしと知りしとありし　主上ハ思召
なりて　叡慮にも叶はぬ事共出来
御奏従を不聞しと御沙汰成
し不叶の事ニ時宜柄関東へ
遠慮ましまし将軍御沙汰止となり
やがて中山殿正親町殿万里小路殿三卿
をも御沙汰被止　御究小隠の身となり

中されしより中山殿を
と申さるる罪科城中ゟ不拘ふる流
罪ふ行わるべしと申ける
内去方ゟ
此去方と申人を
後醍醐帝の皆文を
高倉殿と称せ二階堂道蓮の
頃後のさばこさふも似ようけり

去方と申人を
関大臣の婿を
なれ

補佐の臣に対し同とうの子孫
名命ふ受ハ悼り入事なれども
遂ハ世来ふ為て天下の事も是を批
判後ハ形柄清国の大名もを
を国窮ふ及して義一氏もの
と称る人も多く
ふ行とれいり法大名ようも
禁中に中立て一儀のそしもも
中さる徳川家百家のそり事

唯法華ノ経ノ事ノ所望ノ事ノ
ヲ中ニ法華ノ経ノ行ノ者モ同役軍ニ
成ル役ヲ勤ル一ツ改シ流罪ノ法ハ昔
ヨリ奢司殿ノ所ニ花園白ノ尚藏
ヲ以テ且城中ニ有ルノ私ノ所ヲ
全ク関東ヨリ文納ヲ御殿ノ結構
ノ造立ノ有ル故実ノ事ノ
ヲ源氏物語ノ如クニ
以ノ城中ノ智恵ノ

定大石小成のゝ政熙三十三
ひらとゝ世俗りはゝ
関東へ遊しねるがゝ
ゆかれかりし
ゝ祇園の歳きゝ
ゝ前京ゝ山ゝ
紙中小たてゝ
京て中山 海茶屋やゝ

大橋

宝